

[事案 28-223] 解約無効請求

・平成 29 年 3 月 9 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

元配偶者と保険会社担当者が無断で解約手続きをしたとして、解約無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 10 年 1 月に契約した終身保険について、平成 13 年 11 月に解約されていたが、自分は解約請求したことがなく、元配偶者と担当者が無断で解約手続きをしたのであるから、解約を無効としてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社の電子記録および銀行の回答書によると、平成 13 年 11 月に、当社において、解約手続きおよび解約返戻金の支払手続きが実行され、申立人名義の預金口座に解約返戻金が振り込まれている。
- (2) 当時、担当者が、元配偶者から解約の申し出を受けたため、申立人に電話したところ、申立人から「妻がそういうのであればしょうがない」という回答を得たため、申立人に解約書類作成の依頼をした後、元配偶者に解約書類を届け、元配偶者から、申立人が作成したという解約書類を受領した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約時の事情および申立人が保険会社に契約内容を確認するに至るまでの事情を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人に対して事情聴取を行い、保険会社担当者および元配偶者の陳述書を含む各証拠を検討したが、最も重要な証拠である解約請求書が保険会社における保存期間経過のため廃棄されており、解約時の状況について、事実認定することができない。
- (2) 当事者の主張の対立が顕著で、直接的な証拠を欠く本件については、裁判手続（訴訟）において、元配偶者や担当者等の証人尋問手続を経て、慎重に事実関係を確認すべきである。